

★
広島県会計規則及び広島県予算規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）（審査指
導課）

一 改正の要旨

地方自治法施行規則の一部改正を踏まえ、歳出区分のうち賃金の区分を削除するなど
のため、次の規則について必要な改正を行つた。

- 1 広島県会計規則
- 2 広島県予算規則

二 施行期日

令和二年四月一日

★

広島県契約規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）（総務事務課）

一 改正の要旨

民法の一部改正を踏まえ、契約書に記載すべき事項を見直すなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）（人事課）

一 改正の要旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和二年六月一日

★

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

行政組織の再編整備等に伴い職員の職に関する定めについて、必要な整理を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日



★
広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例
附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則（規則第二
十八号）（福利課）

一 改正の要旨

恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政
令の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

ひろしま未来チャレンジビジョンの目指す姿の実現に向け、組織の施策推進力・実行力の強化を図るための組織体制の整備等を行い、これに伴う分掌事務の変更及び追加などをため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する
規則（規則第三十号）（ニども家庭課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約について、公証人による保証人の保証意思の確認が必要となつたことに伴い、事業開始資金及び事業継続資金の貸付けの申請に必要な添付書類を追加するなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日

★

広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則を廃止する規則（規則第三十一号）
（食品生活衛生課）

一 廃止の要旨

広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例の廃止に伴い、広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則を廃止した。

二 施行期日

令和二年六月一日

★

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十二号）（薬務課）

一 改正の要旨

覚せい剤取締法の一部が改正されたことに伴い、引用する法律の題名を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県助産師修学資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（医療介護人材課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、法定利率に関する規定が見直されたことを踏まえ、貸付決定の取消しに伴い修学資金の返還を求める場合において、当該修学資金に付する利息に関する規定を改めるなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（医療介護人材課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、個人根保証契約は極度額を定めなければ、その効力を生じないこととされたことを踏まえ、様式を改めるなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日



★ 広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則（規則第
三十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、個人根保証契約において保証人が保証する債務の極度額を定めることとされたことなどを踏まえ、様式の改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校規則等の一部を改正する規則（規則第三十六号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、個人根保証契約は極度額を定めなければ、その効力を生じないこととされたことを踏まえ、様式を改めるなど必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日



広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

（ひろしま
ブランド推進課）

一 改正の要旨

貸付けに係る様式を見直すなど、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）（農業技術課）

一 改正の要旨

大学等における修学の支援に関する法律により、知事等が認定した授業料等減免対象者に対する授業料等の減免制度が設けられたことを踏まえ、授業料等減免対象者から徴収した授業料を返還する規定を設けるなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 建設業者許可証明等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十九号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設業法の一部改正を踏まえ、国土交通大臣が許可することとされている建設業者に係る許可の確認を行わないこととするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★

建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（建設産業課）

一 改正の要旨

- 1 民法の一部改正に伴い、契約解除の要件を見直すなど、必要な改正を行った。
- 2 建設業法の一部改正に伴い、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 一の改正 令和二年四月一日
- 2 一二の改正 令和二年十月一日

★ 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（都市計画
課）

一 改正の要旨

広島県屋外広告物条例の一部が改正され、景観行政団体である廿日市市が屋外広告物等の規制を定める条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとされたことなどに伴い、必要な規定の整備を行つた。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）

（労働委員会）

- 一 改正の要旨
廃止される職員の職に関する定めについて、規定の整理を行つた。
- 二 施行期日
令和二年四月一日